

2 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定について

○運賃等改定の経緯

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーは、平成30年7月のサービス開始以降、現行の運賃体系を維持してきましたが、その間、新型コロナウイルス感染拡大による利用者の減少や燃料費の高騰、物価の高騰など社会情勢は大きく変化しております。加えて、令和5年9月には茨城県内のタクシー運賃が改定され、実質約15%の値上げとなっており、茨城県最低賃金も平成30年度の822円から令和6年度では1,005円と約20%上昇しております。

また、現行の運賃体系では、区域をまたぐと運賃が倍になるとのご意見もいただいているところです。これらの背景を踏まえて、鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーが、市内タクシー事業者の協力により成り立っていることや民業圧迫とならないよう検討した上で、この度、適正な受益者負担を前提とした、より細かな運賃体系へ見直しを行うものです。

○運賃協議会での協議事項

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等を別紙1のとおり変更することについて、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会分科会 運賃協議会で協議を行いました。

前段に、道路運送法第9条第5項の規定に基づく意見募集を実施（令和6年12月4日～23日）しており、意見の概要とそれに対する市の考え方は、別紙2のとおりとなります。また、別紙3については、意見募集以外に出された意見も含めた意見の全文となります。

なお、いただいたご意見を踏まえ「別紙1の表4」を新たに加えております。

○運賃協議会での協議結果

- (1) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定について（神栖モビリティサービス株式会社）
承認（承認4・不承認0） 承認日 令和7年1月22日
- (2) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定について（有限会社中央タクシー）
承認（承認4・不承認0） 承認日 令和7年1月22日
- (3) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定について（有限会社鹿島水郷タクシー）
承認（承認4・不承認0） 承認日 令和7年1月22日
- (4) 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシーの運賃等改定について（有限会社光交通）
承認（承認4・不承認0） 承認日 令和7年1月22日

（ご意見）

- ・今後も社会情勢の変化等があると思うので、事業の収支状況や利用者の負担感等を考慮し、区域区分や運賃の見直しに関して検討が必要と考えます。
- ・市内一律運賃の方が、利用者にとっては分かりやすいかと思います。タクシー初乗り運賃よりも、デマンドの最低運賃を高く設定すれば、タクシーの利用も進むかと思います。
- ・運賃体系の見直しについて、現状維持でのサービス提供がご利用様が望まれることは一消費者の立場で考えれば重々理解できます。一方で、これまで事業者サイドで吸収してきた燃料費の高

騰や最低賃金の上昇等，これからも安定した良いサービスを継続させていただく為にも今般の運賃改定は大変ありがたく受け止めております。

- ・昨今の社会情勢を踏まえつつ，デマンド型乗合いタクシーを持続可能な事業とするためには，今回の料金改定はやむを得ないものと判断します。今後も引き続き，利用者の声に真摯に耳を傾けることはもとより，利用実態・乗降データの分析を行っていただき，デマンド型乗合いタクシーを必要とする方，事業を担っていただいているタクシー事業者，利用者以外の納税者の方々に一定の理解をいただけるよう事業設計をお願いします。また，利用者の大半が高齢者であることを踏まえ，福祉的配慮が必要な方に利用しやすい制度であることも必要と考えますので，この点についても，引き続きご検討をお願いいたします。
- ・昨今の燃料高騰，最低賃金の上昇を鑑みやむを得ないと判断し運賃改定に賛成します。
- ・①少子高齢化が顕著な地方都市に共通する課題は，行政サービスに係る福祉関連経費の増加対策にあるかと思われます。デマンドタクシーは「交通空白地域の解消」「交通弱者の救済」「地域コミュニティの活性化」に寄与するものであり，経費増に伴う運賃改定につきましては公平感を伴う受益者負担をお願いしたい。(鹿嶋市の地形・商業ブロックを勘案すると3ブロック制が理想であり，送迎距離格差においても理解が得やすいと思われる。)
- ②デマンド事業の効率化に欠かせないのが事務局運営経費の位置付けであり，本来であれば運行主体であるタクシー事業者が鹿嶋市委託のデマンドタクシー事業を一括して行うのが理想と考えます。諸物価高騰の対処策の大半を利用者に強いるのではなく，事業体系全体を検証してスリムな行政サービスを模索していくのも一考かと思われます。
- ③運賃決済の多様化も必要な情勢であると認識しております。キャッシュレスは時代の趨勢であり，デマンドタクシーにおいてもキャッシュレス決済サービスの早期実施を望みます。
- ④デマンド車両については乗降し易いジャパントクシー等のUD車両に切り替え，高齢者が多い利用者の利便性を高めるよう事業者側の努力を促したい。
- ⑤担当乗務員の接遇教育とともに，安全性を担保するためにも若年化を図り，デマンドタクシーが地域住民の身近で安心な「足」として定着するよう事業者側の意識改革も必要と考えます。
- ・過当な競争を招く恐れがあるもの，特定の利用者に対する差別的な取扱い等に該当しないと考えますので承認いたします。

表 1 区域分け変更表

変更前	変更後	該当する大字	利用の多い目的施設
大野	A	大小志崎, 武井釜, 浜津賀, 荒井, 青塚, 棚木, 和, 津賀, 武井, 志崎	ウエルシア鹿嶋大野店, ヌカガストアー
	B	角折, 荒野, 小山, 林, 奈良毛, 中	
鹿島	C	清水, 明石, 神向寺, 小宮作, 下津, 沼尾, 須賀, 田野辺, 山之上, 猿田, 田谷, 田谷沼, 高天原1～2丁目, 宮津台, 大船津, 爪木, 宮中1～8丁目, 大字宮中, 厨1～5丁目, 緑ヶ丘1～4丁目, 宮下1～5丁目, 神野1～4丁目, 城山1～4丁目, 根三田	小山記念病院, チェリオ・イオン, セイミヤ鹿嶋東店, ビックハウス鹿嶋店, 島医院
	D	木滝, 佐田, 下塙, 谷原, 鰐川, 長栖, 泉川, 国末, 粟生, 光, 木滝佐田谷原入会, 木滝佐田下塙谷原入会, 旭ヶ丘1～2丁目, 港ヶ丘1～2丁目, 港ヶ丘, 平井, 平井東1～4丁目, 新浜, 平井南, 鉢形, 鉢形台1～3丁目	サンポートかしま, 鹿島病院, 鹿嶋市役所

表 2 運賃表

変更前			変更後				
パターン		運賃	パターン		運賃		
同じ区域内の移動	大野 → 大野	500円	同じ区域内の移動	A → A	600円		
	鹿島 → 鹿島			B → B			
2区域の移動	大野 → 鹿島	1,000円		隣接区域への移動		C → C	900円
	鹿島 → 大野					D → D	
その他区域への移動		1,200円	その他区域への移動		A → B, B → A	1,200円	
				B → C, C → B			
				C → D, D → C			
				A → C, C → A			
				A → D, D → A			
				B → D, D → B			

表 3 割引運賃表

変更前	変更後	対象
半額	300 円引き	①未就学児及び障がい者 ②重度障がい者(身体 1 種, 精神 1 級又は療育 A 以上)の介助者
無料	無料	3 歳未満で座席を使用しない場合

表 4 「障がい者」の定義に関する変更

変更前	変更後
「障がい者」とは, 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 <u>及び</u> 茨城県療育手帳制度実施要項(平成 6 年 3 月 22 日障福発第 272 号 茨城県福祉部長通知)の規定により療育手帳の交付を受けた者をいう。	「障がい者」とは, 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者, 茨城県療育手帳制度実施要項(平成 6 年 3 月 22 日障福発第 272 号 茨城県福祉部長通知)の規定により療育手帳の交付を受けた者 <u>及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項により指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている難病患者</u> をいう。

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画表 変更前

項 目	内 容				
運賃	市内を鹿島区域と大野区域に分け，下表のとおり運賃を設定。 <table border="1"> <tr> <td>同じ区域の移動</td><td>2 区域の移動</td></tr> <tr> <td>500 円</td><td>1,000 円</td></tr> </table> 【割引運賃】 (半額) ①未就学児及び障がい者 ②重度障がい者(身体 1 種，精神 1 級又は療育 A 以上)の介助者 (無料) 3 歳未満で座席を使用しない場合	同じ区域の移動	2 区域の移動	500 円	1,000 円
同じ区域の移動	2 区域の移動				
500 円	1,000 円				

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画表 変更後

項 目	内 容		
運賃	市内を A 区域，B 区域，C 区域，D 区域に分け，下表のとおり運賃を設定。		
	同じ区域内の移動	隣接区域への移動	その他区域への移動
	600 円	900 円	1, 200 円
	【割引運賃】		
	(300 円引き) ①未就学児及び障がい者		
	②重度障がい者(身体 1 種，精神 1 級又は療育 A 以上)の介助者		
	(無料) 3 歳未満で座席を使用しない場合		

区域分け図 変更前



区域分け図 変更後

